

仙台市地域子育て支援クラブ等事業実施要綱

(平成24年6月12日子供未来局長決裁)

(目的)

第1条 この事業は、児童の健全な育成を図るため、母親の連帯組織など地域住民の積極的参加による地域子育て支援クラブ（以下「クラブ」という。）が行う活動の促進及びクラブの機能強化と活動の促進を図るために組織された仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営の円滑化を図ることを目的とする。

(クラブ)

第2条 クラブの組織及び運営は、次の各号により行うものとする。

- (1) クラブは、母親の連帯組織など地域の児童健全育成に関心のある住民で構成するボランティア団体とし、一組織の会員は、10人以上とすること
ただし、前年度からの継続クラブにおいては、年度当初に限り8名又は9名でも可とすること
- (2) クラブには、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする
- (3) クラブの活動は、児童館若しくは児童センター、マイスクール児童館又はコミュニティ児童館と有機的な連携をもつものとする
- (4) クラブは、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする
- (5) クラブは、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと

2 クラブは、地域における児童福祉の向上を図るため、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 親子及び世代間の交流、文化活動
「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、クラブの活動に際しては、クラブの年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること

(協議会)

第3条 協議会は、全クラブをもって構成し、互選により会長、副会長等役員を置くとともに、その運営は会員となったクラブの協議により行うものとし、その収入及び支出の状況は常に明確にするものとする。

2 協議会は、クラブ同士の情報交換や連携により、クラブの活動の活発化や指導者育成などクラブ組織の機能強化を図る活動や研修を行う。

(委任)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から実施し、この要綱の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から実施する。